

監査等サービス会員制度【JAAO会員】会員規約

見本

(株)日本廃棄物管理機構
〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-4
関内 ST ビル 8 階
電話 050-5526-1728

第1条【規約の目的】

(株)日本廃棄物管理機構（以下、JAAOという）の会員は、JAAOが提供する監査等サービスに関する事項については、本規約によることとする。

第2条【会員の種別】

JAAO会員の種別は、次のとおりである。

- ① JAAO正会員 A 廃棄物の排出事業者等
B 廃棄物の処理事業者
- ② JAAO準会員 廃棄物の処理・リサイクルに関連する機器・プラントの製造販売事業者

第3条【入会手続・入会金】

- (1) JAAO会員資格を取得するためには、次の入会手続に従い、次項の入会金を支払なければならない。
 - ① 本規約に同意して会員になろうとする者は、本規約及び別紙「入会申込書」に署名・捺印した上で、JAAOに送付しなければならない。
 - ② 申込者は、申込書等を受領したJAAOから送付された入会金・年会費請求書に従い、その指定振込先に請求書到達後1ヶ月以内に請求金額を送金しなければならない。
 - ③ 申込者は、JAAOが前号の送金を確認した上で同社の署名・捺印ある会員規約を発送したときに、会員資格を取得するものとする。
- (2) JAAO会員の入会金は、10万円（消費税を除く）とする。会員は、一旦支払った入会金の返還を請求できないものとする。
- (3) JAAO会員資格は、第三者に譲渡もしくは使用させること、または売買・名義変更等を行うことは、できないものとする。

第4条【会費・年会費】

- (1) JAAO会員は、JAAOに対し、情報管理費用及び簡易な情報提供等のサー

ビスに係る費用として、次項の会費・年会費を支払わなければならない。

(2) JAAO会員は、次の区分に従って、会費・年会費を支払わなければならない。
会員は、一旦支払った会費・年会費の返還を請求できないものとする。

① JAAO正会員 毎年10万円（消費税を除く）

② JAAO準会員 毎年5万円（消費税を除く）

第5条〔会員の有効期間〕

(1) JAAO会員資格の有効期間は、原則として1年間とする。

(2) 但し、初年度の有効期間は、会員が当該年度の10月1日から3月末日までの間に入会した場合には、翌年度末に終了するものとし、会員が当該年度の4月1日から9月末日までに入会した場合には、翌年度の9月末日に終了するものとする。

(3) 前項のJAAO会員資格の有効期間は、その終了1ヶ月前までに会員が次条の退会手続をした場合を除き、有効期間の終了する翌日からさらに1年間自動更新されるものとする。さらにその後も同様とする。

第6条〔退会〕

(1) JAAO会員は、退会手続に従って、何時でもJAAO会員を退会できるものとする。退会会員については、退会規程に従う。

(2) JAAOは、会員に対し、次条に基づき会員資格の取り消しをすることができる。資格の取り消された会員については、退会規程に従う。

第7条〔会員資格の取り消し〕

(1) 会員は、次の各号の1つに該当する場合には退会されるものとする。

① 会員が清算・解散または破産したとき

② 会員がJAAOに対し監査等サービス料金を納入しないとき

③ 会員が虚偽事項を登録したことが判明したとき

④ 会員がJAAOの監査等サービスの名誉を著しく毀損したとき

⑤ 会員が本規約に違反したとき

⑥ 前号までのほか、JAAOが会員として不相当と判断したとき

(2) JAAOは、会員が前項記載の各号の1つに該当するときは事前に書面で通知することにより、会員に対し、その会員資格を取り消しすることができるものとする。

第8条〔会員情報の変更〕

(1) 会員は、次の事項につき変更が生じた場合には、速やかにJAAOに報告しなければならない。

第9条〔JAAOのサービス内容〕

- (1) 別紙 JAAO 作成料金表に従い、審査・監査サービスを会員は受けられるものとする。
- (2) 会員は、会員資格取得した場合には、前項のサービス料金を第4条記載の会費・年会費と共に支払うことができる。

第10条〔免責事項〕

- (1) JAAOの提供した監査等サービスに基づき会員及び第三者に損害が生じた場合、会員は、会費の減額、損害賠償その他一切の請求をできないものとし、JAAOは、会費の減額、損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。
- (2) 削除。

第11条〔JAAOの情報提供権等〕

- (1) JAAOが会員に提供する監査等サービスに関する報告書の著作権その他の知的所有権は、JAAOに帰属するものとする。
- (2) JAAOが会員に提供する監査等サービスは、会員自身が利用できるものとする。
- (3) 会員は、内部利用を除くのほか監査等サービスの内容を複製・コピーすることはできないものとする。また、会員は、監査等サービスに関する報告書を第三者に開示できないと共に、それを第三者に利用させることもできないものとする。但し、会員はJAAOと協議の後、文書にてJAAOより許可を得た事項は除くことができるものとし、このことに係るサービス料金については別途定めるものとする。

第12条〔守秘義務〕

- (1) JAAOは、登録された会員情報を他に漏洩してはならない。
- (2) JAAOは、会員の請求により行なった監査等サービスの実施過程において知りえた監査対象者等の情報を他に漏洩できないものとする。

第13条〔規約の変更〕

- (1) 本規約の変更は、JAAOがこれを行なうものとする。
- (2) 本規約の変更があった場合には、それ以前の会員は、更新後から新規約によるものとする。

第14条〔その他〕

- (1) 本契約に定めのない事項については、関係諸法令に従うものとするほか、JAAOと会員は協議の上、誠意をもって対応することとする。

- (2) 本規約につき訴訟上の争いが生じたときは、J A A Oと会員は、その裁判管轄につき横浜地方裁判所を専属管轄とすることを合意する。

以上